

役員等の報酬・退職金及び費用に関する規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本 CP サッカー協会（以下「本協会」という。）の役員等の報酬等及び費用に関する事項について定める。

第2条（用語の定義）

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員等」とは、本協会の理事及び監事をいう。
- (2) 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、その名称の如何を問わない。
- (3) 「費用」とは、本協会の職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

第3条（報酬等の不支給）

役員等には、報酬等を支給しない。

第4条（費用の支給）

本協会は、役員等がその職務の遂行に当たり負担した費用について、請求のあった日から遅滞なくこれを支払うものとし、また、事前に支払うことを要する費用については、事前にこれを支払うものとする。

第5条（雑測）

この規程の実施に当たり必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

2026年1月19日 制定